

<第3章 人権施策の方向性>

上田市における人権施策は、人権同和教育として同和問題を人権教育の中心に位置づけ同和問題解決のための取り組みと、様々な人権課題解決のための取り組みを推進し、人権尊重の意識や態度を育む事業を継続的に実施してきました。

しかし、市民の人権意識調査からは、まだ差別が残っており、同和問題を始めとする多くの人権課題が解決されたわけではないという結果となりました。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のためには、市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、傍観者ではなく推進者とならなければなりません。

人権施策については、上田市人権尊重のまちづくり条例において、「あらゆる人権問題の解決に向けて、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発に関する事業をはじめ、市政のすべての分野において総合的かつ計画的な施策」(第4条)であると規定しています。

これらを踏まえ、施策として「人権尊重の視点に立った行政の推進」、「人権意識高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」を基本施策に据えます。

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

条例等に定められているとおり、市が行う全ての業務に人権尊重の視点を据えます。そのために、業務に携わる職員一人一人の人権意識を高める研修を継続的に実施します。

また、すべての市職員は人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立ち、制度や施策の企画、実行、検証、改善に当たります。

2 人権意識高揚のための施策

人権意識を高めるため、人権教育と人権啓発を推進します。

(1) 人権教育・啓発の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義されています。

人権教育と人権啓発により、市民の人権尊重の精神が態度面や行動面等において、日常的に発揮できるようにすることを目指します。

ア 人権教育・啓発の方向性

国は、基本計画の中で人権教育・啓発の重要性を強調するとともに、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を行なうことを明示しました。そして研究は「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」により行われ、3回にわたり提言を行いました。

この研究会議で取りまとめられた内容の中で人権教育の基本的あり方は、人権や人権擁護に関する基本的で正確な知識を身につけること、そして、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることだとしています。さらに、人権教育を通じて育てたい資質や能力としては、この人権に関する知的理解と人権感覚により、自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度であると述べています。

長野県教育委員会はこの考え方を踏まえて「人権教育推進プラン」を策定し、「人権に関する理解と認識の深化」、「互いに人権を尊重し合う『共に生きる心』の醸成」、「人権尊重社会を築く意欲と実践力の高揚」を基本方針に据えています。

上田市の人権教育については、これらの方針に沿って行われるもので、学校、家庭、地域、企業・職場など様々な場を通じて推進します。

イ 様々な場における人権教育・啓発の推進

学校

学校、幼稚園・保育園等においては、人権教育をすべての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の意識を高め、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心など豊かな人間性を培うことで「いじめ」などあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

幼児期は、命の大切さや豊かな心情を育む教育を行い、学校においては、発達段階に応じて身近な事象と結び付いて考えられる課題設定をし、意欲的・主体的に解決する学習等の教育を行います。また、人権を尊重し合う人間関係を築くため、コミュニケーション能力の育成・向上に努めます。

これらの教育活動をより効果的に行うため、教職員の人権感覚を磨き、指導者としての力量を高めるため、各小中学校単位の「学校人権同和教育研究事業」、中学校区単位で実施の「中学校ブロック教職員人権同和

教育研修会」、さらに、幼稚園・保育園から大学までの校種間の連携を目的とした「学校等人権同和教育主任会」の充実に図ります。

家庭

社会情勢の変化が家庭に大きな影響を及ぼし、この影響は子どもをめぐる環境に及び、様々な問題となって現れています。子どもの人権や個人の人権意識の醸成に家庭は大きな影響力を持っていることを、今回の意識調査でも多くの方が認めています。

そこで必要なのは、まず家庭内のお互いの関係を良好なものとし、人権を尊重し合える家庭とすることです。そのためには、一方的な非難や人格を否定する言動は慎み、まず相手の願いや思いを受け止めてから言葉にしたり行動することで、豊かな感性が育ち人権を尊重する態度につながります。

また、日頃から意識して身近な人権問題を話題として取り上げ話し合うことで、人権に関する正しい理解と認識を共有していくことができます。

そのため、家庭と学校等が常に良好な協力関係を構築し両者が協力し合う体制づくりに努めるとともに、青少年教育や地域の人権同和教育により、家庭における正しい人権意識の定着につなげる取り組みを行います。

地域社会

地域社会は、日常出会う人々とのふれあいの場であり、絆を深める場でもあります。人権教育は、学校と家庭と地域社会の連携によりその効果がさらに高まります。

そこで、生涯学習の視点に立ち地域住民の人権意識を高める学習機会等の提供を行います。

公民館が実施している自治会の人権同和教育事業等においては、参加者の固定化等の課題がありますが、呼びかけや手法の工夫を重ね、より多くの地域住民の参加を目指します。手法に関しては、参加体験型や小グループによる話し合い等を取り入れながら、参加者の雰囲気柔軟に対応するとともに、身近で自分のこととして受け取れる話題を取り上げることにより、人権意識を高め日常の行動につなげていきます。

また、子どもの人権に関しては、地域社会と家庭との連携に加えて、学校との連携も求められており、学校支援の実施校を増やしていきます。

企業・職場

企業そして職場は、地域社会の一部とも言えますが、その影響力の高さから独自の取り組みが期待されます。

企業・職場には、セクハラ、パワハラ、男女格差、障害者や外国人の雇用等様々な課題があり、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動は最も望まれるものであり、企業の社会的責任（ISO26000）への取り組みも求められています。

企業は、市民と同様に人権尊重のまちづくりの担い手であることをふまえ、職場における主体的な人権教育や研修を行えるよう、「上田市人権教育企業連絡会」加盟の企業と連携し、企業の人権担当者に対する研修や新入社員研修を充実します。

特定の職業に従事する者

特定職業に従事するものとは、行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保険関係者、福祉関係者等です。いずれも、人権に深いかわりを持ち、一人一人が人権について正しい理解と深い認識を持ち、職務遂行にあたり人権の視点を常に根底に置き、誠実かつ公平であることが求められます。

よって、市職員については研修等の人権教育を定期的を実施し、人権意識の高揚を目指します。

3 人権擁護と救済のための施策

(1) 相談・支援体制の充実

人権に関する課題は、多岐の分野にわたっており、市民の人権意識も高まってきていることから、相談窓口の役割は高まっています。

人権相談に関しては、上田市の関係部署において個別に相談員を配置して相談業務を行っています。相談された人権課題が早期に解決が図られるよう法務局と人権擁護委員、警察署、労働基準監督署などの各機関、また、NPOなど民間団体とも連携し、きめ細かな支援が行えるよう相談体制の充実を図ります。

(2) 救済・保護体制の充実

人権が侵害された場合の被害者の救済や保護については、市民の人権意識の高まりとともに充実すべきとの要望が多くあり、その体制の充実が求められています。

救済と保護は、国の関係機関（法務局、裁判所等）、県の関係機関（警

察署含む。)及び上田市の関係部署(福祉、保健、教育など)等人権問題によって多岐にわたっています。人権に関する問題の解決に向け、必要且つ的確な救済・保護ができるよう各機関と連携し、体制の充実を図ります。

(3) 情報提供の充実

相談・支援窓口及び救済・保護に関する情報は、すべての人が得られるよう、情報を発信する手段の幅を広げ、障害のある方や外国人等にも伝えるよう努めます。

* <ISO26000> 2010年11月1日にISO(国際標準化機構)により発行された国際規格「Guidance on social responsibility(社会的責任に関する手引き)」である。組織の持続的な開発への貢献を支援することを意図したガイダンス(手引書)であり、企業にとどまらず、政府・学校・NGO等、多様な「組織」を対象としている。

